第1165号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 9月30日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士　三輪　厚二 Fax:06-209-8145

♤返品・値引きと消費税の課税標準

Q：当社では、売上について返品を受けた場合や値引きをした場合には、当初の売上額から返品額や値引額を差し引いた金額を売上に計上しています。

この場合、消費税の課税標準はこの差引後の金額でよいのでしょうか。

A：差引後の金額でも認められます。

【解説】

消費税法においては、課税資産の譲渡等につき返品、値引き等があった場合には、その課税期間における課税資産の譲渡等に係る消費税額から、その期間に行った返品、値引き等の売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除することとされています。

しかし、事業者が継続して課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の額を控除した後の金額を課税資産の譲渡等の対価の額として経理処理しているときは、その控除後の金額を消費税の課税標準額とすることも認められます。すなわち、純額による取扱いも認められるわけです。

ただし、この差引処理をした場合には、当然のことながら売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除はできないことになります。

なお、課税仕入れについても、課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額を控除した残額により仕入税額控除の計算をしてよいこととされています。